



平成 19 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京
代 表 者：代表執行役社長 田代 正明
コ ー ド 番 号：8840 東証・大証第 1 部
問 い 合 わ せ 先：執行役グループ広報部長 落合 英治
TEL 03-3475-3802

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更の理由につきましては、次のとおりであります。

- (1) 子会社との株式交換等に伴う新たな事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 第 3 種優先株式、第 5 種優先株式および第 6 種優先株式につきましては、平成 19 年 3 月 30 日付をもって当該株式を消却し、今後も当該内容の優先株式を発行する予定がないことから、該当する条文を削り、条文の繰り上げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更予定日

平成 19 年 6 月 26 日（火曜日） 定時株主総会開催（予定）

別紙

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理および鑑定その他不動産に関する一切の業務</p> <p>(2) 住宅地等の開発、造成</p> <p>(3) 建築および土木工事の設計、施工、監理および請負</p> <p>(4) ゴルフ場等のスポーツ施設およびレジャー施設の経営ならびにクラブ会員権の売買</p> <p>(5) 不動産担保貸付その他金銭の貸付</p> <p>(6) 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>(7) ホテル、レストランおよびスーパーマーケットの経営</p> <p>(8) 倉庫業、貨物自動車運送事業、自動車運送取扱事業および車輛整備業</p> <p>(9) 建物用機械設備の据付工事請負および保守管理</p> <p><u>(10) 家具、室内装飾品および住宅関連機器等の売買、仲介、製造および加工</u></p> <p><u>(11) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>(12) 前各号に附帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>13億4,100万株</u>とし、このうち11億9,100万株は普通株式、1,000万株は第1種優先株式、1,500万株は第2種優先株式、<u>2,500万株は第3種優先株式、2,500万株は第4種優先株式、3,750万株は第5種優先株式、3,750万株は第6種優先株式とする。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の普通株式ならびに第1種優先株式、第2種優先株式、<u>第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第6種優先株式</u>の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. (記載省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理および鑑定その他不動産に関する一切の業務</p> <p>(2) 住宅地等の開発、造成</p> <p>(3) 建築および土木工事の設計、施工、監理および請負</p> <p>(4) ゴルフ場等のスポーツ施設およびレジャー施設の経営ならびにクラブ会員権の売買</p> <p>(5) 不動産担保貸付その他金銭の貸付</p> <p>(6) 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>(7) ホテル、レストランおよびスーパーマーケットの経営</p> <p>(8) 倉庫業、貨物自動車運送事業、自動車運送取扱事業および車輛整備業</p> <p>(9) 建物用機械設備の据付工事請負および保守管理</p> <p><u>(10) 立体駐車装置、設備等の設計、製作、据付および保守管理</u></p> <p><u>(11) 家具、室内装飾品および住宅関連機器等の売買、仲介、製造および加工</u></p> <p><u>(12) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>(13) 有価証券等の投資および売買</u></p> <p><u>(14) 前各号に附帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>12億4,100万株</u>とし、このうち11億9,100万株は普通株式、1,000万株は第1種優先株式、1,500万株は第2種優先株式、2,500万株は第4種優先株式とする。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の普通株式ならびに第1種優先株式、第2種優先株式および第4種優先株式の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(第1種優先株式) 第13条 当社の発行する第1種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1 当社は、第45条に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下本章において「期末配当」という。）を行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>当社は、期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(第1種優先配当金の除斥期間)</p> <p>8 <u>第46条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p>	<p>(第1種優先株式) 第13条 当社の発行する第1種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>1 当社は、第42条に定める毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下本章において「期末配当」という。）を行うときは、第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、年40円を上限として、当該第1種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種優先配当金」という。）を行う。</p> <p>ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して行う期末配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>当社は、期末配当において、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>(第1種優先配当金の除斥期間)</p> <p>8 <u>第43条の規定は、第1種優先配当金の支払いについて、これを準用する。</u></p>
<p>(第3種優先株式) 第15条 当社の発行する第3種優先株式の内容は、<u>第13条第1号ないし第3号、同第5号ないし同第8号および第14条第2号の規定を準用する。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>(第4種優先株式) 第16条 (記載省略)</p>	<p>(第4種優先株式) 第15条 (現行どおり)</p>
<p>(第5種優先株式) 第17条 当社の発行する第5種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(準用条文)</p> <p>1 <u>第13条第1号ないし第3号、同第5号、同第6号および同第8号ならびに第14条第2号の規定は、第5種優先株式にこれを準用する。</u></p> <p>(第5種優先株式の取得条項)</p> <p>2 当社は、前項において準用する第13条第6号に定める取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第5種優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「取得条件成就日」という。）以降に開催される取締役会で定める日をもって取得することができ、この場合、当社は、当該第5種優先株主に対し、当該第5種優先株式を取得すると引換えに第5種優先株式1株の払込金相当額を取得条件成就日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、この場合当該平均値が、第5種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、第5種優先株式1株の払込金相当額を当該取締役会の決議で定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときには、会社法第234条に従いこれを取り扱う。</p>	<p>(削る)</p>

現行定款	変更案
(第6種優先株式)	
第18条 当社の発行する第6種優先株式の内容は、第13条第1号ないし第3号、同第5号、同第6号および同第8号、第14条第2号ならびに第17条第2号の規定を準用する。	(削る)
(優先順位)	(優先順位)
第19条 (記載省略)	第16条 (現行どおり)
(招 集)	(招 集)
第20条 (記載省略)	第17条 (現行どおり)
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第21条 (記載省略)	第18条 (現行どおり)
(議 長)	(議 長)
第22条 (記載省略)	第19条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)
第23条 (記載省略)	第20条 (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第24条 (記載省略)	第21条 (現行どおり)
(決議方法)	(決議方法)
第25条 (記載省略)	第22条 (現行どおり)
(種類株主総会)	(種類株主総会)
第26条 第22条ないし第24条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. (記載省略)	第23条 第19条ないし第21条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2. (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第27条 (記載省略)	第24条 (現行どおり)
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第28条 (記載省略)	第25条 (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第29条 (記載省略)	第26条 (現行どおり)
(取締役の報酬等)	(取締役の報酬等)
第30条 (記載省略)	第27条 (現行どおり)
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第31条 (記載省略)	第28条 (現行どおり)
(取締役会の招集)	(取締役会の招集)
第32条 (記載省略)	第29条 (現行どおり)
(取締役会の決議)	(取締役会の決議)
第33条 (記載省略)	第30条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第34条 (記載省略)	第31条 (現行どおり)
(員 数 等)	(員 数 等)
第35条 (記載省略)	第32条 (現行どおり)
(選 任)	(選 任)
第36条 (記載省略)	第33条 (現行どおり)
(員 数)	(員 数)
第37条 (記載省略)	第34条 (現行どおり)
(選 任)	(選 任)
第38条 (記載省略)	第35条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(任 期) 第39条 (記載省略)	(任 期) 第36条 (現行どおり)
(代表執行役および役付執行役) 第40条 (記載省略)	(代表執行役および役付執行役) 第37条 (現行どおり)
(執行役の報酬等) 第41条 (記載省略)	(執行役の報酬等) 第38条 (現行どおり)
(執行役の責任免除) 第42条 (記載省略)	(執行役の責任免除) 第39条 (現行どおり)
(事業年度) 第43条 (記載省略)	(事業年度) 第40条 (現行どおり)
(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 (記載省略)	(剰余金の配当等の決定機関) 第41条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第45条 (記載省略)	(剰余金の配当の基準日) 第42条 (現行どおり)
(除斥期間) 第46条 (記載省略)	(除斥期間) 第43条 (現行どおり)

以 上